

## 公共事業事前評価調書

## 事業プロフィール

[評価調書作成者 森林保全課長 本田良三]

## 【事業概要】

事業名	治山事業(水源森林再生対策事業)
事業箇所	球磨郡五木村 五木東部 地区
事業担当課(室)	農林水産部 森林保全課 (治山班 内線 5660)
事業期間	平成24年度～平成28年度 (5年間)
総事業費	980.0百万円 (うち県費 490.0百万円)
事業内容	<p>荒廃溪流、荒廃山地、荒廃森林、山地災害危険地区等の調査 〔事業対象区域内現地調査8,760ha〕</p> <p>荒廃溪流及び荒廃山地の復旧対策 〔治山ダム4地区、山腹工3地区〕</p> <p>山地災害危険地区の予防対策 〔治山ダム10地区〕</p> <p>荒廃森林の整備 〔本数調整伐9地区120.0ha〕</p>
事業目的	<p>流域保全の観点から、国土保全上又は国民経済上重要な流域において、機能の低下した保安林を重点的かつ計画的に整備し、山腹崩壊に伴う土砂の流出や溪流に堆積した土砂の流出による下流域の人家、公共施設、道路への二次災害を防止するとともに、溪流や河川への土砂流入を抑制し、濁水発生への影響の軽減することで、県民の安全・安心の確保を図るものである。</p>

## 【地域概要】

当該地区は球磨川流域川辺川左岸側に位置し、人吉・球磨地域の重要な水源域となっており、良質な水の安定的な確保が求められている。

特に、事業計画区域内では地域住民の大半が渓流水を簡易取水施設により取水し、生活用水として利用しており、この地域の森林の持つ水源かん養機能に大きく依存している状況にある。

しかし、近年の局所的集中豪雨により山腹崩壊や溪流荒廃が多発し、流出土砂等によって下流域に被害を与えており、さらに、溪流や崩壊地内に多量の土砂が不安定な状態で堆積している状況にあることから、このまま放置すると今後の豪雨等により下流域に甚大な被害を与える恐れがある。

また、当該地域の森林の一部は下層植生の衰退により表土が流出するなど森林の公益的機能が低下し、安定した水資源の確保等が困難な状態にある。

## 【現況写真】



溪流荒廃状況



山腹崩壊状況



荒廃森林状況

## 【 検討状況 】

技術的難易度	一般的な技術で対応できる。
費用便益比	B / C = 1.20
事業比較 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">           事業を実施しない場合や代替案を含めて事業実施についての比較検討を行った内容(ソフト対策も含む)         </div>	<p>事業を実施しない場合、集中豪雨等による崩壊地及び荒廃溪流面積の拡大及び土砂の下流域への流出により、保全対象である人家及び道路等に被害を与える。</p> <p>また、河川への土砂の流入や、水源かん養機能等の低下した荒廃森林を放置することにより、安定した水資源の確保が困難となると想定される。</p> <p>森林所有者への森林整備の啓発や、山地災害対策について住民への周知徹底等のソフト対策には限界がある。</p>
パートナーシップ ユニバーサルデザイン への配慮事項・内容	<p>ハード対策と併せて、市町村への山地災害危険地区の情報提供を行う。</p> <p>また、地域住民の山地災害への理解を深めるため、市町村と連携して説明会の開催や危険箇所の点検、避難場所の確認などの減災対策に努める。</p>
関係法令等の手続き の把握・完了状況	<p>保安林に指定されていない森林において治山施設等を設置する場合は、森林法に基づく保安林の指定手続きが必要。</p> <p>県立自然公園内における新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合には知事の許可申請又は届出が必要。</p> <p>砂防河川において治山工事を行う際には、事前に国又は県砂防部局との連絡調整が必要。</p>

## 【 周辺状況 】

関連事業	<p>事業区域上流域(川辺川最上流部)の泉町樫木地区の国有林及び民有林において、国及び県が森林の水源かん養機能の向上、河川や溪流への土砂の流入や濁水の抑止、山地災害からの保全を目的として、本事業と同じ水源森林再生対策事業にH22、H23年度から着手している。</p> <p>また、大規模な土砂流出被害が想定される朴木地区においては、民国連携によりH22年度から特定流域総合治山事業に取り組んでいる。</p>
市町村、地元の状況	<p>五木村が地域住民からの要望を受け事業実施を要望。地域住民から治水や土砂災害対策に対する強い要望があり、治山対策についても具体的な要望がなされている。</p> <p>また、下流域の人吉市議会からも川辺川を中心とした「球磨川水系における濁水対策を求める意見書」として、濁水対策の要求が知事へ提出されている。(平成22年12月)</p> <p>【要望事項】 「山腹崩壊等に対しては、早急な復旧・予防治山事業に取り組み、森林保全対策を講じること」</p>
説明会の開催状況と関係者の意向	<p>五木村からの要望を踏まえ五木村、関係森林組合と調整を図りながら計画を樹立している。</p> <p>平成24年度において全体計画調査を実施し、計画内容の精度を高めた段階で地元説明会を行い、理解と協力を求める。</p>

## 【環境影響】

### 緑・自然生態系への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。 〔希少な野生動植物の生育生息域に影響しないよう、施設の配置及び保護対策に配慮する〕	有 〔配慮する〕
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。	無
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。 〔区域内森林の64%が水源かん養等の機能を目的とする保安林であり、機能の低位な林分について整備を行うことで、保安林機能の維持増進を図る〕	有 〔現在より改善〕

### 地形・自然景観への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。 〔五木五家荘県立自然公園内に位置するため、治山施設の設置にあたっては周辺景観に配慮することとし、全ての治山ダムについて残置式木製型枠を採用する〕	有 〔配慮する〕
2	湧水、滝・渓谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。 〔五木五家荘県立自然公園内に位置するため、地形の改変を最小になるよう計画するとともに、崩壊地の緑化等にあたっては生態系の保全に配慮する。〕	有 〔配慮する〕

### 水資源への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。 〔渓流水を取水する簡易水道施設の上流域にあたることから、荒廃森林において本数調整伐等の森林整備を実施し、流域の水源かん養機能の向上を図る。〕	有 〔現在より改善〕
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 〔土砂流出等による濁水が課題となっている地域であるため、荒廃地及び荒廃森林の整備を行い、土砂生産及び土砂流出の抑止・軽減を図る〕	有 〔現在より改善〕
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。	無

### 生活環境への配慮

	環境配慮事項	該当地域の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	無
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。	無
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。 〔狭小区間が多い路線や迂回路の無い道路を利用する人家もあるため、交通規制が最小限となるよう仮設計画等に配慮する。〕	有 〔配慮する〕
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

## 事業評価

### 【事業評価表】

評価軸	評価項目	配点	評点
必要性	土砂流出防止	10	6
	土砂崩壊防止	10	7
	森林の公益的機能の向上	10	6
	特定地域振興	5	4
	小 計	35	23
重要性	事業計画の位置付け	5	4
	地域の安全性の向上	15	11
	市町村合併支援	5	0
	小 計	25	15
緊急性	災害発生頻度の頻度	10	10
	災害発生危険度の危険度	10	10
	他事業との関連性	5	3
	小 計	25	23
効率性	費用対効果(B/C)	15	11
	小 計	15	11
合 計		100	72